

カタクチイワシ太平洋系群の 資源管理について

令和6年10月15日(火)

令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
(カタクチイワシ太平洋系群)

水産庁

目 次

1. これまでの経緯と今後の予定
2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性
3. パブリックコメント中の本系群の資源管理方針(案)

1. これまでの経緯と今後の予定

【経緯】

令和3年11月29日 資源管理手法検討部会

令和4年 3月28日 第1回SH(ステークホルダー)会合

令和5年 3月 7日 第2回SH会合

令和5年 9月22日 第3回SH会合

令和6年 4月24日 第4回SH会合



【SH会合とりまとめ】

ステップ1、2の間に検討すべき課題として、以下(1)から(3)までがあると認識し、基本方針にも記載した上で、令和7年1月からTAC管理のステップ1を開始。

引き続き、課題の検討状況について情報共有するための定期的な会合を開催する。

- (1)伊勢・三河湾のカタクチイワシ資源の取扱いを含めた資源評価の精度向上
- (2)これまでの資源管理の取組や、地域ごとの資源の分布・漁獲の状況等を考慮した配分の検討
- (3)漁獲状況によらない高加入期への移行の兆候感知方法も含めた上乗せ発動基準(トリガー)の検討

1. これまでの経緯と今後の予定

【今後の予定】

時 期	事 項	具体的な内容等
令和6(2024)年10月1日～30日	資源管理基本方針の変更(案)のパブリックコメント実施	カタクチイワシ太平洋系群の資源管理方針の案について、パブリックコメントを実施
令和6(2024)年10月15日	TAC意見交換会の開催	令和6(2024)年度の資源評価を説明し、令和7(2025)管理年度のTAC及び配分の案について意見交換
令和6(2024)年11月上旬 予定	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申	資源管理基本方針の変更(案)及びTAC並びに配分の案について諮問・答申
令和7(2025)年1月	TAC管理(ステップ1)開始	管理期間: 令和7(2025)年1月1日～12月31日

2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性

(課題1)伊勢・三河湾のカタクチイワシ資源の取扱いを含めた資源評価の精度向上

対応の
方向性



1. 現在の資源評価手法や結果は、現時点における最善のものです。資源評価は更なる充実に向けた取組を常に行っていくものであることから、本系群については、①年齢別漁獲尾数、②資源量推定法、③自然死亡率、④シラス、⑤資源量指標値、⑥通常加入期と高加入期の判断基準、の6つの項目について、今後も充実を図っていく予定です。
2. その上で、これら各項目についての、充実に向けた今後の代表的な取組は次の通りです。
(※現行の資源評価では、伊勢・三河湾の資源はカタクチイワシ太平洋系群に含まれています。)

充実する項目	充実に向けた代表的な取組
①年齢別漁獲尾数	年齢を調べる実用的な手法の確立
	年齢情報の蓄積
②資源量推定法	様々な不確実性(資源評価を行う上で分からない部分)も考慮できる資源量推定法の検討
③自然死亡率	サバ類による捕食の影響把握に向けた胃内容物調査の実施
④シラス	シラスの資源状態を反映する指標の検討
⑤資源量指標値	沿岸域を代表する加入量指標値の探索
⑥通常加入期と高加入期の判断基準	資源評価において通常加入期と高加入期を判断する基準の検討

2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性

(課題2)これまでの資源管理の取組や、地域ごとの資源の分布・漁獲の状況等を考慮した配分の検討

対応の
方向性



1. 令和6年7月、関係団体・都道府県に対して、各地域での資源管理の取組状況について調査を依頼したところ、結果概要は下表及び次ページのとおりです。
2. 地域ごとの漁獲の状況については、第4回SH会合において、沿岸漁業(特に伊勢・三河湾の船びき網漁業)では通常加入期でも高加入期でも一定量の漁獲が必要であり、沖合漁業(大中型まき網漁業)では高加入期において漁獲の主体となり一定量の割合が必要となることが、関係者間において共有されたところです。
3. 今後、どのような配分が考えられるのか、水産庁が作成する案を基に関係者間で議論していきます。

区分・都道府県名	主な漁業種類	許可期間	主な漁期	主な取組内容(公的)	主な取組内容(自主的)
大中型まき網	大中型まき網	周年	回遊時期による	集魚灯の設備禁止	臨時休漁(一定量以上の水揚時)、休漁(原則週1)、操業回数・時間制限等
北海道	定置網	周年	11～12月	なし	なし
青森県	(操業実態なし)				
岩手県	定置網	周年	10～12月	漁具制限	操業期間制限(地域による)
宮城県	①定置網、②機船船びき網	①周年、②7～11月	7～11月	①なし、②漁場制限	①休漁(年30日以上)、②操業時間制限、1日当たり漁獲量制限
福島県	機船船びき網(漁獲実態なし)	周年	7～11月	網口開口板の使用禁止等	操業時間制限、休漁(土日)等
茨城県	①機船船びき網、②定置網	①2月11日～12月、②周年	①2～4、10～12月、②周年	①トン数制限、夜間操業の禁止等、②漁具制限	①操業時間制限、休漁(日曜)、②休漁(連続14日)
千葉県	①中型まき網、②定置網	①周年、②周年	①周年、②5～7月	①トン数制限、操業区域制限、②設置区域制限等	①休漁(地域による)、②休漁(地域による)

(続き)各地域での資源管理の取組状況

区分・都道県名	主な漁業種類	許可期間	主な漁期	主な取組内容(公的)	主な取組内容(自主的)
東京都	(操業実態なし)				
神奈川県	①定置網、②小型まき網	①周年、②周年	①周年、②周年	①なし、②火光の使用禁止	①休漁(年間7日)、②休漁(地域による)
静岡県	①定置網、②中型まき網	①周年、②周年	①1～6月、②2～7月	①なし、②トン数制限、操業区域制限	①休漁(年10日以上)、②休漁(地域による)
愛知県	機船船びき網	周年	6～翌1月	漁具制限、夜間操業の禁止	休漁(週2+α)、操業時間制限、操業区域制限
三重県	①機船船びき網、②定置網、③中型まき網	①周年、②周年、③周年	①6～12月、②1～7月、③周年	①操業時間制限、漁具制限、②なし、③漁具等の制限	①週3日操業、操業時間制限、②なし、③休漁
和歌山県	①中型まき網、②定置網	①周年、②地域による	①周年、②地域による	①操業区域制限、②操業期間制限	①休漁、②休漁
徳島県	定置網	周年	春～夏	なし	なし
愛媛県	中小型まき網	周年	周年	電気設備制限	休漁(月3日以上+α)
高知県	①中小型まき網、②定置網	①周年、②周年	①周年、②周年	①電気設備・漁具制限、②操業期間制限	①休漁(地域による)、②休漁(地域による)
大分県	①中小型まき網、②機船船びき網	①周年、②周年	①5～7、9～12月、②6～8月、10～11月	①操業時間制限、電気出力制限、②なし	①休漁(月1+α)、②休漁(週1+α)
宮崎県	①中小型まき網、②定置網	①周年、②周年	①5～8月、②5～12月	①操業区域制限、漁具制限等、②なし	①休漁(毎月連続する3日以上)、②休漁(操業可能期間のうち10%以上)

(参考1)通常加入期と高加入期の変動

- カタクチイワシ太平洋系群には「通常加入」と「高加入」の2つの加入期があり、「高加入期」に移行すると、下図のとおり、東北・北海道沖に分布が拡大することが知られています。(現在は「通常加入期」)

通常加入期のイメージ
(沿岸域に分布 ⇒ 主に船びき・定置で利用)



通常加入期の漁獲割合(%)の例(2019-2021平均)

大中まき	北海道	青森	岩手	宮城	福島	茨城	千葉	神奈川
3.0	1.3	0.0	0.6	2.2	0.0	0.9	14.6	1.4
静岡	愛知	三重	和歌山	徳島	愛媛	高知	大分	宮崎
0.5	25.2	32.2	0.1	0.1	10.5	1.9	3.2	2.5

高加入期のイメージ
(沿岸も増え、沖合域に分布が拡大 ⇒ まき網による利用が増加)



高加入期の漁獲割合(%)の例(2007-2009平均)

大中まき	北海道	青森	岩手	宮城	福島	茨城	千葉	神奈川
37.2	4.6	0.0	0.9	4.3	0.4	1.5	18.3	1.6
静岡	愛知	三重	和歌山	徳島	愛媛	高知	大分	宮崎
1.3	9.1	14.4	0.1	0.0	1.8	0.7	1.5	2.4

(参考2)本系群の漁獲シェアの推移

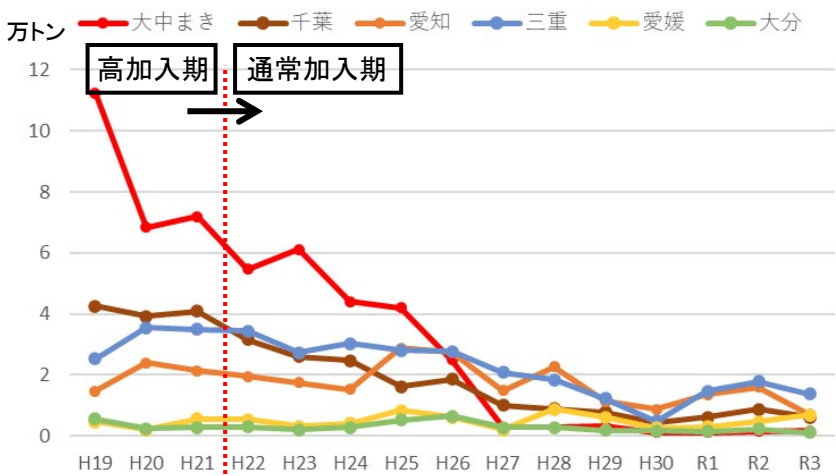
- 高加入期から通常加入期への移行に伴い、近年は大中型まき網漁業のシェアが減少傾向にあり、相対的に沿岸（特に愛知・三重・愛媛）のシェアが増加傾向にあります。

＜参考：漁獲シェア表＞

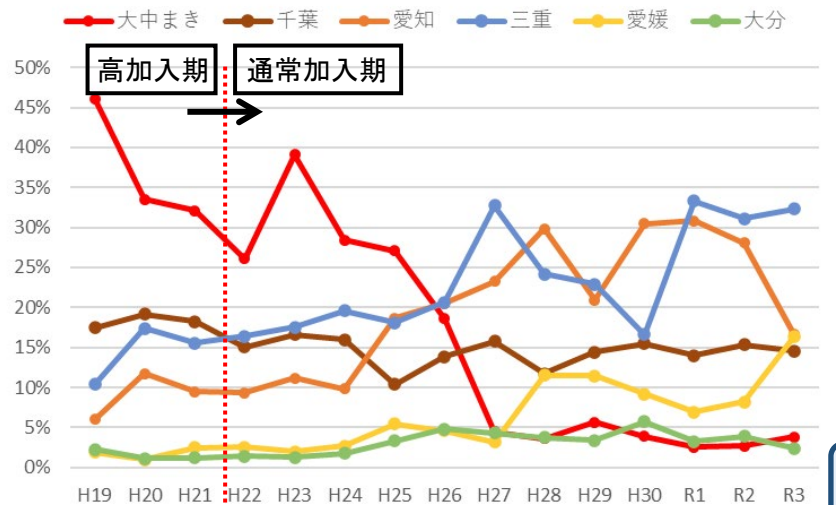
	3か年平均			5か年平均	
	H29-R1 (2017-2019)	H30-R2 (2018-2020)	R1-R3 (2019-2021)	H28-R2 (2016-2022)	H29-R3 (2017-2021)
大臣管理分合計	4.0%	3.0%	3.0%	3.7%	3.7%
大中型まき網	4.0%	3.0%	3.0%	3.7%	3.7%
その他の大臣管理区分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知事管理分合計	96.0%	97.0%	97.0%	96.3%	96.3%
北海道	3.1%	2.0%	1.3%	2.7%	2.2%
青森	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
岩手	1.1%	1.0%	0.6%	0.9%	1.0%
宮城	1.7%	1.7%	2.2%	1.7%	2.0%
福島	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
茨城	0.8%	1.0%	0.9%	0.7%	0.9%
千葉	14.6%	15.0%	14.6%	14.2%	14.8%
東京	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
神奈川	2.5%	1.6%	1.4%	2.4%	2.1%
静岡	1.0%	0.8%	0.5%	0.9%	0.8%
愛知	27.4%	29.8%	25.2%	28.0%	25.4%
三重	24.3%	27.0%	32.2%	25.6%	27.2%
和歌山（太平洋南）	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
徳島（太平洋南）	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
愛媛（太平洋南）	9.2%	8.1%	10.5%	9.5%	10.4%
高知	3.4%	2.7%	1.9%	2.7%	2.8%
大分（太平洋南）	4.1%	4.3%	3.2%	4.0%	3.7%
宮崎	2.6%	1.9%	2.5%	2.7%	2.7%

※濃いグレーの項目は、全体の漁獲量のうち80%に含まれる区分・都道府県
※水産庁が現時点で入手しているデータにより暫定的に計算したものであり、今後変更される可能性があります。

＜漁獲量の推移(H19～R3)＞



＜漁獲シェアの推移(H19～R3)＞



2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性

(課題3) 漁獲状況によらない高加入期への移行の兆候感知方法も含めた上乗せ発動基準(トリガー)の検討

対応の
方向性



1. 「通常加入期」から「高加入期」に移る際に、資源評価では判断が追いつかずに小さなTACとなってしまう、資源の有効活用が図れなくなってしまう可能性があることから、「高加入期への移行の兆候」について何らかのトリガーを設け、トリガーが引かれた際には一定量のTACを上乗せする仕組みを検討することとしています。
2. トリガーについて、定置網やまき網漁業での漁獲量の積み上がり等が考えられますが、第4回SH会合において、特にまき網漁業について、マイワシ等ほかに獲るものがあるのでカタクチイワシの資源があっても獲らないことが考えられるとの意見がありました。
3. このことを踏まえて、今後、研究機関による調査結果や、漁船による魚探の情報なども視野に、上乗せ可能量、配分方法も含め、関係者で協議・検討していくことを考えています。

(参考3)カタクチイワシ太平洋系群の管理の全体像(イメージ)

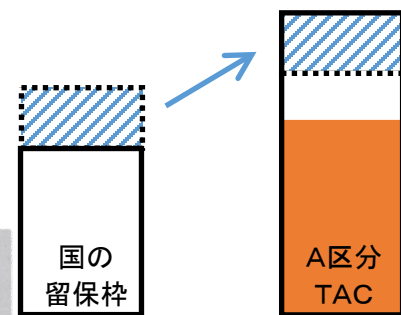


※別途定める条件(トリガー)を満たし、
高加入期への移行の兆候と思われる
場合には、「トリガー式の上乗せルー
ル」を発動

解決策① 国の留保枠からの配分

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、国が留保枠を持って
おき、予め関係者間で合意したルール(75%
ルール、関係者合意等)に基づき、
漁獲の積み上がった区分に配分

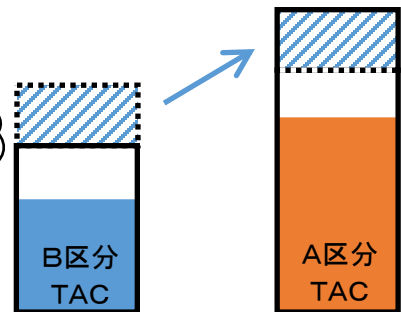
農林水産省



解決策② 他区分からの融通

留保同様、年によって異なる漁場形成の変動や
想定外の来遊等に対応するため、
枠に余裕のある区分が、漁獲の
積み上がった区分に枠を移し替え

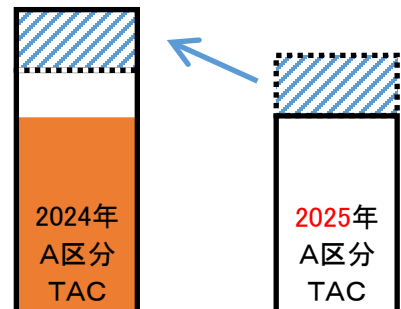
困ったときは、
お互い様



解決策③ 翌年度からの繰入

解決策①②で対応できない場合、資源管理の取組
に影響の少ない範囲で、翌年の自身のTACから
必要分を繰り入れ

(※制度の詳細については、今後検討)



3. パブリックコメント中の本系群の資源管理方針(案)

- 10月1日より、以下の内容でパブリックコメントを開始しています（30日まで）。
- 11月上旬に水産政策審議会資源管理分科会に諮問し、11月中に官報掲載予定です。

特定水産資源	かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のもの)
管理年度	1月1日から同年12月末日までとし、ステップ1の管理を行う。
目標管理基準値	112千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
限界管理基準値	28千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
漁獲シナリオ	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値
大臣管理漁業	大中型まき網漁業
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで (都道府県知事から農林水産大臣への報告)陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
TACによる管理以外の手法	・しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。 ・資源管理協定の締結を促進する。
その他	・ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ・本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。 ・海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。